「困ったなぁ」に答えます

佐々木知子の法律相談

佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

Q 義兄と関わりたくないので、相続放棄をしたいのですが…

相続放棄についてのご相談です。

妻は5年前に亡くなり、私は成人した娘2人と一緒に暮らしています。

2週間ほど前のこと、私の留守中自宅に電話があり、受けた長女の話では、相手は亡妻の腹違いの兄と一緒に暮らしていたとかいう女性だったそうです。なんでもその兄が半年前だかに亡くなり、そのうち書面を送るので遺産を放棄する旨娘2人にサインして送り返してくれるようにとのことだったそうです。長女は話がよく飲み込めないまま、うっかり相手の連絡先も聞かないまま電話を切ってしまったそうです。

亡妻は兄と長年音信不通で、私も会ったことがありません。もちろん娘らもそうです。噂では、いろいろな事業を起こしては失敗し、ずいぶん多額の借金を抱えていたとか。若い時に結婚はしたけれど離婚し、子供はいなかったようです。亡妻の両親はすでに亡く、妻には他に兄弟姉妹はいませんでした。

義兄の遺産がもしあるのであれば子供たちに相続させたいなどとは思いません。とにかく関わり合いになりたくないの一言です。その際相続放棄はきちんとしておかないと、あとで借金の取立てがやってきてひどい目に遭うといったことを聞いたことがあります。

その書面がいつ来るのか分かりませんが、来たら子供たちにサインをさせて送り返せばよいのでしょうか。

A 借金が多い場合は相続を放棄するのが無難です。放棄できる期間に注意して、できるだけ早い行動を。

お話を整理させて頂きますね。

まず義兄の方は子供がなく親もないので、遺言がないとすれば、法定相続分は妻4分の3、兄弟姉妹が4分の1です。もし妻はいても戸籍に入ってないのだとしたら、内妻には相続権がないので、すべて兄弟姉妹の取り分となります。つまりご相談者の奥様ですが、すでに亡いので、娘さん2人がその分を代襲して2分の1ずつを相続します。

一般に相続というと土地や預金といった積極財産が頭に浮かびますが、消極財産、すなわち、借金も含めてすべて遺産です。つまり、借金のほうが多い場合には相続を放棄するのが無難です。放棄をすれば最初から相続人ではなかったことになるので、借金の取立てとも無縁になります。

ただし相続を放棄できる期間は決まっていて、自分に相続の開始があったことを知ったときから3カ月以内です（民法915条）。つまりその方から電話があった時が開始時です。もっともこの期間は実務上かなり緩やかに運用される傾向はありますが、「3カ月以内」は念頭に置いておくべきなのです。

この際大事なことは、相続放棄は家庭裁判所に申述しなければ認められないということです（同938条）。誰かから書類が来てサインをしたから大丈夫と放っておいたら、忘れたころに債権者から取立てがあって、すでに放棄の期間が過ぎていたといった話はよくあることです。
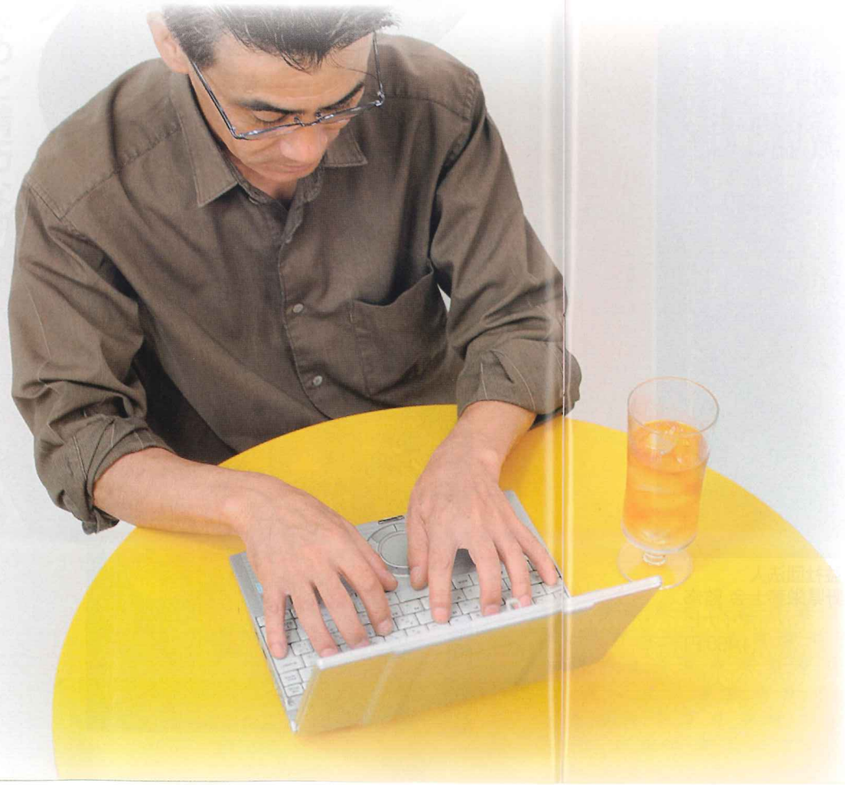
戸籍や住民票など、放棄に必要な書類は、ネットでも簡単に調べられますし、家裁に尋ねれば教えてくれます。申述すべき家裁は、相続の開始地、つまり義兄が亡くなった地の管轄裁判所です。わざわざ弁護士に頼まなくても、娘さんは利害関係者なのですから、関係戸籍を取ることができます。ただ戸籍は異動していることがあり、一つ取ればそれを元にさらに辿っていかないといけないこともあるので、できるだけ早く行動を起こされたほうがよいと思います。